

(様式-1)

事務処理フロー

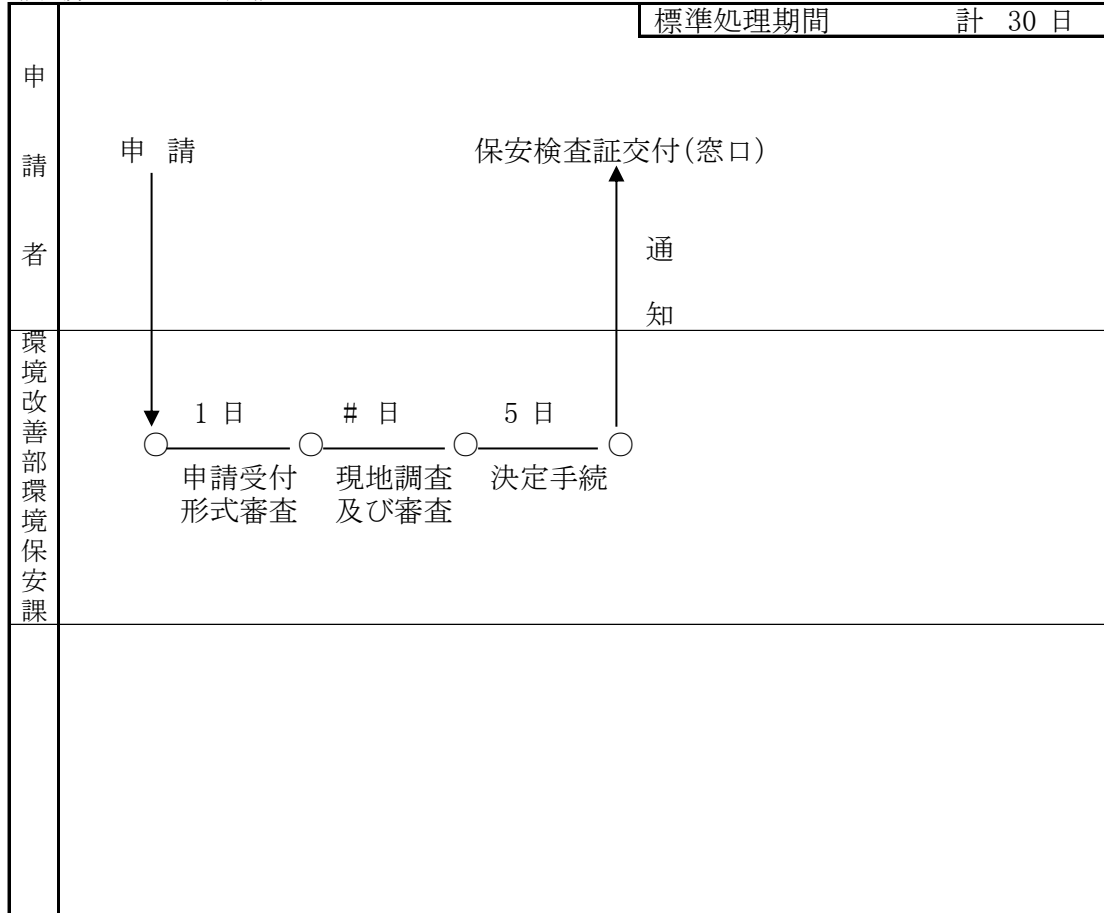
(平成30年4月1日作成)

事務名 保安検査

口 一 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42-482

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請書受付審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	現地及び調査	現地調査を行い特定施設又は火薬庫が火薬類取締法に定める技術上の基準に適合しているかを審査します。
3	決定手続	保安検査証の諾否について環境保安課長が決定します。
4	保安検査証交付	申請者に通知します。(電話連絡)
	備考	火薬類取締法施行規則第44条の2第3項に保安検査を受けようとするものは前回の保安検査証の交付を受けた日から11ヶ月を超えない日までに申請するように定められています。現地調査の日程は申請受付時に決定します。